



# 鳥取県公報

平成 18 年 10 月 24 日(火)  
第 7 8 3 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (775) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (776) (〃) . . . . . 3
	救急病院等の認定 (777) (医務薬事課) . . . . . 4
	騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正 (778) (水・大気環境課) . . . . . 4
	指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定の一部改正 (779) (〃) . . . . . 4
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正 (780) (〃) . . . . . 5
	振動規制法による地域の指定及び規制基準の一部改正 (781) (〃) . . . . . 6
	保安林の指定予定 (2 件) (782・783) (森林保全課) . . . . . 6
	県道の区域の変更 (784) (道路企画課) . . . . . 7
	県道の供用の開始 (785) (〃) . . . . . 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (52) . . . . . 8
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (16) (教育総務課) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (福利厚生室) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第 775 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社みずき	鳥取市湖山町南二丁目 773	デイサービスみんなの家	鳥取市湖山町南二丁目 773	通所介護	平成 18 年 10 月 1 日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目 80-1	デイサービスたんぼぼ	米子市博労町三丁目 80-1	〃	〃
〃	〃	デイサービスおたか	米子市尾高 2740-1	〃	〃
〃	〃	デイサービス弓ヶ浜	米子市富益 1128	〃	〃
社会福祉法人鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目 1	なごみ苑特定施設入居者生活介護	鳥取市的場二丁目 1	特定施設入居者生活介護	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	有限会社濱本商会米子支店	米子市車尾二丁目 5-17	介護予防福祉用具貸与	平成 18 年 4 月 1 日
有限会社みずき	鳥取市湖山町南二丁目 773	デイサービスみんなの家	鳥取市湖山町南二丁目 773	介護予防通所介護	平成 18 年 10 月 1 日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目 80-1	デイサービスたんぼぼ	米子市博労町三丁目 80-1	〃	〃
〃	〃	デイサービスおたか	米子市尾高 2740-1	〃	〃
〃	〃	デイサービス弓ヶ浜	米子市富益 1128	〃	〃
社会福祉法人鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目 1	なごみ苑特定施設入居者生活介護	鳥取市的場二丁目 1	介護予防特定施設入居者生活介護	〃

### 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
-----	------------	--------------	---------------	-------

社会福祉法人中 部福祉会	東伯郡北栄町東園 331-1	居宅介護支援センター あずま園	倉吉市福吉町 1133	平成 18 年 9 月 29 日
-----------------	-------------------	--------------------	-------------	---------------------

## 4 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	有限会社濱本商会米子支店	米子市車尾二丁目 5-17	平成 18 年 4 月 1 日

## 5 地域包括支援センター

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	境港市南地域包括支援センター	境港市誠道町 2083	平成 18 年 7 月 1 日

## 6 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	有限会社濱本商会米子支店	米子市車尾二丁目 5-17	平成 18 年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第 776 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療器株式会社	鳥取市西品治 815-8	鳥取医療器株式会社	鳥取市西品治 815-8	平成 12 年 12 月 21 日
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 10 月 1 日

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 10 月 1 日

## 3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 10 月 1 日

## 鳥取県告示第 777 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所在地	認定の有効期限
藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43-1	平成 21 年 10 月 20 日
米子ハートクリニック	米子市彦名町 1480-3	〃

## 鳥取県告示第 778 号

平成 15 年鳥取県告示第 378 号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準 略 （「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）	2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準 略 （「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第 779 号

平成 15 年鳥取県告示第 380 号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>a 区域 別図において緑色で示した区域</p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p>米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>a 区域 別図において緑色で示した区域</p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>

## 鳥取県告示第 780 号

平成 15 年鳥取県告示第 381 号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 規制基準</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準は、次の表の特定悪臭物質の欄に掲げる特定悪臭物質の種類、排出水の量の欄に掲げる事業場から敷地外に排出される排出水の量及び規制地域の区分欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表に定める値とする。</p> <p>略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 規制基準</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準は、次の表の特定悪臭物質の欄に掲げる特定悪臭物質の種類、排出水の量の欄に掲げる事業場から敷地外に排出される排出水の量及び規制地域の区分欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表に定める値とする。</p> <p>略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>

**鳥取県告示第 781 号**

平成 15 年鳥取県告示第 382 号（振動規制法による地域の指定及び規制基準について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 特定工場等において発生する振動についての規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 特定工場等において発生する振動についての規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>

**鳥取県告示第 782 号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
倉吉市北面字水引 200、201、字奥谷 203、204、219、224 から 229 まで、字四方寺坂 231
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 783 号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡北栄町曲字坂場 689、字天神平 1415、1418 の 1、字西山 1419 の 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、北条町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 784 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 24 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	日野郡日野町黒坂字曲り淵ノ上ミ 213 地先から 同町下黒坂字上エ横芽 1389-1 地先まで	4.5 ～36.0	790.0
	変更後	日野郡日野町黒坂字曲り淵ノ上ミ 213 地先から 同町下黒坂字上エ横芽 1389-1 地先まで	15.0 ～159.0	726.0
		日野郡日野町黒坂字傍示岩谷南平ラ 182-1 地 先から同町黒坂字半谷 20 地先まで	4.5～25.0	450.0

**鳥取県告示第 785 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 24 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）にお

いて一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
日野溝口線	日野郡日野町黒坂字曲り渕ノ上ミ 213 地先から同町下黒坂 字上エ横芽 1389-1 地先まで	平成 18 年 10 月 24 日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 52 号

平成 18 年第 10 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 18 年 10 月 26 日（木）午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について
  - (2) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第 16 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 18 年 10 月 26 日（木）午前 10 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県教育委員会公告式規則の一部改正について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。



平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

鳥取県が所有し、又は使用する自動車1,329台の自動車任意保険（保険加入期間 平成18年12月12日から1年間）

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)の保険に係る保険料の総額とする。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年10月30日午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているものであること。

## (4) 鳥取県内に2箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

## (5) 平成18年10月24日（火）から同年12月1日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部福利厚生室

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部福利厚生室 電話0857-26-7038

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当 電話0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年10月24日（火）から同年10月31日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

## (4) 郵便等による入札

不可とする。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年12月1日（金）午前10時

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類（以下「事前提出物」という。）を提出しなければならない。

なお、事前提出物に関して3の契約担当部局から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出期間及び時間

平成18年10月24日（火）から同年11月9日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

4の(1)と同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(3)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(3)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した保険を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は、入札説明書による。